

## 目的

■2023(令和5)年4月1日に施行された「こども基本法」では、同法第10条第2項(※1)において、市町村に対し、同法に基づき2023(令和5)年12月閣議決定予定の「こども大綱」及び「都道府県こども計画」(策定済の場合)を勘案の上、策定するよう努めるものとされていることから、これを踏まえた本市における新たなこども施策に関する計画を策定する。

■なお、同法第10条第5項(※2)において、その他市町村が作成するこども施策に関する計画と一体のものとして作成できることから、2025(令和7)年3月31日を計画期限とする「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」の次期(第3期)計画との一本化を図る。

- (※1) 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
- (※2) 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。



## 計画概要(ポイント)

■こども基本法第9条第3項(※3)に基づき、次の事項を含める

- 1 総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 2 子ども・若者育成支援に関する事項
- 3 子どもの貧困対策の推進に関する事項

- (※3) 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
  - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
  - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

## 策定スケジュール(予定)

2023(R5)年度

ニーズ調査

子ども・子育て関係

次年度  
予算計上

○計画策定業務  
(子ども・若者ア  
ンケート調査含  
む)

2024(R6)年度

アンケート調査

子ども・  
若者関係

計画策定業務

- こども大綱を勘案し、
- ✓ R4子どもの生活実態調査
- ✓ R5子育てニーズ調査
- ✓ R6子ども・若者アンケート調査の結果を踏まえ策定

2025(R7)年度～

計画開始

こどもの意見を聴取  
しながら施策展開

## 本市のこども施策に関する計画

1999(平成11)年3月  
「郡山市エンゼルプラン」  
(国の「エンゼルプラン」及び「児童育成計画策定方針」に基づき策定)

2005(平成17)年3月(前期)・2010(平成22)年3月(後期)  
「郡山市第二次エンゼルプラン(前期・後期計画)」  
(「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定)

2015(平成27)年3月  
「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」  
(「子ども・子育て支援法」に基づき策定)

2020(令和2)年3月  
「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」  
(前プランの計画期間終了に伴い策定) ※2025(R7).3.31計画期間終了

2025(令和7)年4月  
「(仮称)郡山市こども計画」策定予定  
2023(R5).4施行「こども基本法」に基づき策定